

SBTi 認定基準および推奨事項

TWG-INF-002 / 第3版

2018年5月23日

<ご留意事項>

- 本資料は、Science Based Targets initiative の「*SBTi Criteria and Recommendations Version 3.0*」を、みずほ情報総研株式会社が仮訳したものです。
- 本資料の利用に際しては、翻訳に関する二次著作権の扱いを含め、お取扱いには十分ご注意を願います。

CDP、国連グローバルコンパクト、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金(WWF)による
イニシアティブ



目次

はじめに	2
改訂基準の施行日	2
認定基準及び推奨事項	2
1. Science-Based Target 範囲（バウンダリ）	2
2. 期間設定	3
3. 目標設定	4
4. Scope2	5
5. Scope3	6
6. 報告	8
7. 再計算	8
基準改定の年間スケジュール	9
改訂履歴	9

SBTi 認定基準および推奨事項

はじめに

Science-Based Targets initiative (SBTi)によって気候科学の知見と整合していると認定されるには、目標が以下に記載された全基準を満たす必要がある。さらに、企業は温室効果ガス(GHG)プロトコル事業者排出量算定報告基準や、Scope2 ガイダンス、企業のバリューチェーン (Scope3) 算定報告基準に従うことが望ましい。示されている推奨事項は、透明性とベストプラクティスを確保するために、重要である。

企業に最新の基準と推奨事項を知らせる取組みをしつつも、SBTi は、最新の排出シナリオ、方針、温室効果ガス算定事例を反映するために必要とされる調整を行う権利を有する。

特に言及がなければ、すべての基準は Scope1,2,3 に適用される。

改定基準の施行日

現在、すべての基準が有効となっている。アスタリスク(*)の表示のある基準、推奨事項、ベストプラクティスは、以前の基準や推奨事項の改良、または明確化したものである。本改定が基本としている方針は変更されていない。明瞭さを高めるために、改訂が実施された。

認定基準及び推奨事項

1. Science-Based Target 範囲 (バウンダリ)

認定基準

C1 - 設定範囲 : GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準に則った、企業全体の Scope1 および 2 の排出量を含む必要がある。

C2 - 閾値 : インベントリと目標の中で、Scope1 及び 2 を合わせた排出量の 5%までなら対象外としてもよい。

C3・温室効果ガス：目標は GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準で求められているすべての温室効果ガスを対象とする。

*C4・バイオエネルギーの算定：バイオマスやバイオ燃料の燃焼による直接排出、及び生物起源の GHG 吸収量は、SBT 設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R1・子会社：親会社のみが目標を提出することを推奨。子会社が希望する場合、別途目標の提出も可。両者が提出する場合は、親会社の目標に子会社の目標が含まれるかどうかを明示する必要がある。上記の目標範囲認定基準を参照。

R2・削減貢献量：削減貢献量は、企業のインベントリとは異なる算定システムとなるため、Science-Based Target に算入しない。

*R3・直接的土地利用変化に伴う排出量：関連性があれば、土地利用変化による排出量を算定し、目標範囲に組み入れることが推奨されている。土地利用変化を計算する手法は大きく異なるため、企業は GHG インベントリ内のこれらの影響を計算するために用いた手法を開示することが望ましい。

2. 期間設定

認定基準

C5・基準年および目標年：目標は、SBTi に正式に目標が提出された日から、最短で 5 年、最長で 15 年を対象とする必要がある¹。

*C6・これまでの成果：提出期日までに既に達成している目標は、SBT 目標として認定されない。SBT 事務局は、目標が事務局に提出された（あるいは直近で GHG インベントリを作成した）年からの削減率を目標の野心度として評価するとしている。

¹ 2018 年上半期に正式に提出した目標に関しては、有効な目標年は 2022-2032 年の間となる。2018 年下半期に提出された目標は、2023-2033 年間で設定しなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R4 - 基準年 : SBTi は、データが存在する最も直近の年を、目標の基準年として選択することを推奨。

R5 - 目標年 : 必須の中期目標に加えて、長期目標（例えば 2050 年目標）も策定することを推奨。

R6 - 整合性 : 中期目標と長期目標に対して、同じ基準年と目標年を使用することがより望ましい。

3. 目標設定

認定基準

C7 - 目標水準 : 少なくとも Scope1 および 2 の目標は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、2°C までに抑えるために必要な脱炭素化水準と合致するものとするが、1.5°C までに抑える目標に向かって、企業はさらに取組みを重ねることを推奨する。

C8 - 総量目標 vs. 原単位目標 : Scope1 および 2 の原単位目標は、その目標が気温上昇を 2°C 未満に抑える気候シナリオに沿う排出総量削減目標につながる場合や、認められた部門の改善経路または SBT 事務局が承認した手法を用いてモデル化された場合にのみ設定可能。削減は、2°C 目標²に則った排出シナリオの中でも、少なくとも最低基準と合致するか、部門別脱炭素アプローチ（Sectoral Decarbonization Approach: SDA）で設定されている各部門の改善経路と合わせる必要がある。

C9 - 手法の妥当性 : 目標は SBTi によって承認された最新の手法やツールを用いて、モデル化される必要がある。旧バージョンのツールや手法を用いてモデル化した目標については、改訂 6 ヶ月以内に正式提出したときのみ有効。

C10 - Scope を合算した目標 : 複数の Scope を合算した目標（例、1+2 または

² IPCC AR5 RCP2.6 低位安定化シナリオでは、2010 年から 2050 年間に於いて、最低でも 49% の排出総量の削減が求められている。これは、同量削減で基準年排出量の 1.23% にあたる量を毎年削減（-49%/40 年=1.23%/年）するか、同率削減で毎年 1.7% の削減率（0.983⁴⁰=51%）となる。

1+2+3) を掲げていても良いが、Scope1、2、3 の目標を合わせる場合、目標の Scope1 および 2 の部分は、2°Cシナリオに準じる必要がある。

推奨事項および追加的ガイダンス

R7 - アプローチの選択 : SBTi は、累積排出量が最も少なく、最も早期の削減につながる最も野心的な脱炭素化シナリオを使用することを推奨している。

R8 - オフセット : 他社のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボン・オフセット）は、企業の Science-Based Target 達成に向けた削減とは見なされない。SBTi は、企業が自社の事業活動やバリューチェーンにおいて、直接的な行動を通じて排出削減することを基に、目標を設定することを求めている。オフセットは、Science-Based Target 以外で、さらに排出削減に貢献したいという企業にとっての選択肢と見なされる。

4. Scope2

認定基準

C11 - アプローチ : 企業は基準年の排出量の計算や Science-Based Target の達成度合を把握するため、GHG プロトコル Scope2 ガイダンスのロケーション基準あるいはマーケット基準のどちらを用いているか開示しなければならない。

*C12 - 再生可能エネルギー : 再エネ電力を 2°Cシナリオに準ずる割合で調達する目標は、Scope2 排出削減目標の代替案として認められる。

推奨事項および追加的ガイダンス

R9 - 熱・蒸気 : Science-Based Target のモデル化の目的では、熱と蒸気に関連する排出量は、直接排出（Scope1）として計算することを推奨している。

R10 - 効率性 : Science-Based Target の設定手法にまだ組み込まれていない場合、電力に関連する Scope2 目標は、特定のセクターの効率向上や 2°Cシナリオで電力部門に想定されている脱炭素化を考慮して設定することを推奨している。

5. Scope3

認定基準

C13 - Scope3 目標の必須要件：企業のバリューチェーン（Scope3）算定報告基準に基づき、Scope3 各カテゴリの割合を調べるため、関連するすべての Scope3 カテゴリのスクリーニングを実施する必要がある。企業の Scope3 排出量が、Scope1、2、3 を合わせた量の 40%以上となる場合、Scope3 目標が必要となる。

*C14 - バウンダリ：Scope3 目標は、Scope3 全体の少なくとも 2/3 をカバーする、1 つ以上の排出削減目標かつ／またはサプライヤー・エンゲージメント目標を設定する必要がある。

C15 - 期間設定：排出削減目標は、SBTi に正式に目標が提出された日から、最短で 5 年、最長で 15 年を対象とする必要がある。

*C16 - Scope3 排出削減目標の水準：排出削減目標（バリューチェーン全体または個別の Scope3 カテゴリ）は、以下のいずれかを満たした場合、野心的であるとみなされる。

- ・ 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、2°C未満に抑えるようにした脱炭素化の水準に合致する総量排出削減目標
- ・ 原単位削減：原単位の削減が、世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、2°C未満に抑えるようにした脱炭素化の水準に合致する時に、物理的あるいは経済的な排出原単位の削減につながる目標

現行のベストプラクティスに則り、目標が野心的で、総排出量の増加につながらないと、企業が明示できるその他の排出削減目標。

*C16.1 - サプライヤー・エンゲージメント目標：サプライヤーに対して、気候科学に基づく排出削減目標の採用を進める企業目標は、以下の条件が満たされた時に認められる。

- ・ 策定：関連する上流のカテゴリの排出量が、エンゲージメント目標の何%を占めるか SBT 事務局に報告しなければならない。排出量が不明の場合は、年間の調達

金額の何%が目標に含まれるか³を報告する。

- ・ バウンダリ：企業は、関連ある上流カテゴリのどれでも目標の設定が可能。
- ・ 期間設定：目標は、SBT 事務局に正式に提出された日から遅くとも 5 年以内に達成する必要がある。
- ・ 目標水準：サプライヤーは、気候科学に基づいた排出削減目標を設定しなければならない。

***C16.2 - 直接使用段階目標**：直接使用段階の排出量は、Scope3 インベントリのバウンダリに含まれる。直接使用段階の排出量に関する目標は、C16 に準拠する必要がある。

C17 - 化石燃料製品の使用による排出量：天然ガスやその他化石燃料製品を販売している企業はすべて、企業の Scope1、2、3 の総排出量に対し、これらの製品の排出量の比率がいかなるものであっても、販売した製品の使用についての Scope3 目標を設定しなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

***R11 - 燃料の Scope3 算定**：GHG プロトコル Scope3 基準により、企業は、自社のバリューチェーンで消費される燃料とエネルギー（カテゴリ 3（Scope1、2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）を除く）に係る Scope3 排出量を算定するために、ライフサイクル排出係数の使用が推奨されている。

***R12 - サプライヤー・エンゲージメント**：サプライヤーが SBT 目標を設定する際に、SBT ガイダンスやツールを使用することを推奨している。

***R13 - 間接使用段階目標**：エンドユーザーの行動に影響を及ぼす目標（例、啓蒙活動）や法人顧客に SBT の採用を促進する目標（例、顧客エンゲージメント目標）は求められていないが、間接使用段階の排出量が多い場合は目標の設定が推奨される。直接および間接使用段階で排出量を発生させる製品の一覧に関しては、GHG プロトコル Scope3 基準を参照。

6. 報告

³ 対象範囲を支払額で測る場合、企業は基準 C14 が準拠されていることを示す妥当性確認のために、その支払額に関連した排出量範囲の見積もりを提供することが望ましい。

認定基準

C18・頻度：企業は企業全体の GHG 排出インベントリと目標に対する進捗を年に 1 度公式に報告しなくてはならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R14・開示場所：インベントリの開示が望ましい場所に関しては、公である限り、具体的な必須要件はない。年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイト、あるいは CDP 質問書への回答が推奨される。

7. 再計算

推奨事項および追加的ガイダンス

R15・目標の再計算：経年とともに整合性が取れる形で実績を把握していくために、目標は必要に応じて、その整合性や妥当性を損なう可能性のある大きな変更を反映するように再計算されることが望ましい。SBTi は、目標の妥当性を毎年確認することを推奨している。少なくとも 5 年に一度は再評価されることが望ましい。企業は SBTi に対して重大な変更を通知し、関連があればこのような主要な変更を公に報告することが望ましい。

目標の再計算は、以下のような重大な変更があった際に実施されることが望ましい。

- ・企業の組織変更（例えば、買収、売却、合併、内製化あるいは外注）
- ・業績の見直し
- ・目標設定に利用したデータ（例えば、重大な間違いを見つけたり、小さな誤りが積み重なって大きな間違いとなっているもの）
- ・排出インベントリの計算方法（基準年のインベントリの再計算も必要）
- ・Science-Based Target の設定手法で利用した予測や前提条件

基準改定の年間スケジュール

目標の妥当性確認の基準は、2019 年より以下のスケジュールにて毎年更新される。目標の妥当性確認プロセスと CDP 気候変動質問書の Science-Based Target スコアリン

グについてさらに知りたい場合は、Call to Action Guidelines を参照。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改定された基準、提出フォーム、Call to Action Guidelines発行	改定済み基準の据置期間	CDPスコアリング期間					CDPスコアリングの期間中あるいはそれ以前に提出したCDP回答対象外の企業に結果を通知	SBTiは基準の改善法を評価し、改訂に関してテクニカルアドバイザリーグループにフィードバックを求める			
		CDPスコアリング提出期限の一日後に、改定済み基準が発効(通常、4月15日)		CDPの気候変動質問書の回答期限 ⁴ までに対象企業に結果を通知							

改訂履歴

バージョン	改訂/更新箇所	策定日	有効期間
1.0	Science Based Targets Initiativeの基準と推奨事項 第1版	2015年5月	2015年5月-2017年4月16日
2.0	現行のベストプラクティスと最新の事例を反映した基準と推奨事項の更新版	2017年2月24日	2017年2月24日以降
3.0	よりわかりやすく、現行のベストプラクティスを反映した基準と推奨事項の更新版。改訂部分はアスタリスク(*)を表示。	2018年5月23日	施行中 更新にて、よりわかりやすく

⁴ 通常、回答期限は6月末日だが、2018年は7月31日。